

令和元年度

育児休業中職員のための職場復帰支援研修会

復職後の勤務に向けた情報提供

(事前に提出された質問事項への回答も含む)

令和元年10月

鳥取県教育委員会 教育総務課 福利担当

- 来年4月から職場に復帰する方が多くいらっしゃいます。
- 各所属・各学校では、11月末あたりから少しずつ、新年度にむけた準備を進めます。
- 今回の研修会を、
 - ・復職後の働き方を考えたり、
 - ・ご家族で話し合ったり、
 - ・校長先生と相談したり、等に役立ててください。
- 今日の内容は、
 - ①教育総務課福利担当からの情報提供
 - ②先輩職員の体験談やアドバイス
 - ③参加者のみなさん相互の情報交換（グループ別参加学習）

※先輩職員：東・西部は小中学校から、中部は高等学校から

○特別休暇（育児時間）※有給

- ・ 生後満1年6月に達しない子を育てている場合
- ・ 1日2回、各45分以内
- ・ 配偶者が育児時間を利用する場合はその時間が減じられる。

○特別休暇（子の看護）※有給

- ・ 小学生までの子の看護が必要な場合
- ・ 暦年（1月～12月）で、子1人につき5日を超えない範囲内（上限10日）で、その都度必要と認める期間。
- ・ 医師の診断書等は不要。
- ・ 「看護」とは、負傷や疾病に係る治療、療養中の看病、通院の世話、予防接種や健康診断を受けさせる等も含む。

◎前年の年休が繰り越されている。（※育休期間でも）

（例）丸々一年育休だった者は、20日繰り越されている。

○ 「部分休業」とは？

- ・ 正規の勤務時間の始めor終わりに、1日2時間を超えない範囲内で、30分単位で休業すること。
(朝30分遅く登庁する、夕方1時間早く退庁する、等)

○ 共働きの場合、夫も部分休業ができます。(各自2時間まで)

- ・ 保育園への送り迎えを夫婦で分担して行う、等ができる。

○ いつまで申請できるか？

- ・ 子が小学校に上がる前まで
(満6歳になって最初の3月31日まで)

○ 部分休業の承認は、各所属長が行います。

- ・ 意向がある場合には、早めに申し出て相談してください。
- ・ 「部分休業承認請求書」を提出。(給与・勤怠管理システム)
→ 庶務担当者による代理提出可。もちろん学校に来て申請も可。
- ・ すでに承認を受けた部分休業の一部を取り消す申請も可能。

○ 「部分休業」の留意点

- ・ 育児短時間勤務者（後述）は申請できません。
- ・ 部分休業をする必要がなくなると失効や取り消しに。
（次の子の産前休暇に入った、親権を失った、等）

- ・ 給与に影響があります。

給料	勤務しなかった時間1時間につき、1時間あたりの給与額が減額される。
勤勉手当	勤務しなかった日が30日を超える場合、その勤務しなかった期間を勤務期間から除算される。

その他	期末手当や退職手当などには影響はありません。
-----	------------------------

- ・ p 2 の特別休暇（育児時間）と組み合わせることが可能。
（ただし、部分休業は「2時間－育児時間」の範囲内に）
→ 1歳半までなら、育児時間を有効活用する方が給与面で有利

○ 「育児短時間勤務」とは？

- ・ 1日あたりの勤務時間を減ずる or 1週間の勤務日数を減ずる等により正規より短い勤務時間（半分程度）で働く制度
- ・ 勤務形態は法律で定められています。

	休みの日	勤務日と勤務時間	週の勤務時間
1	土・日	平日（月～金）を3時間55分勤務	19時間35分
2	土・日	平日（月～金）を4時間55分勤務	24時間35分
3	土・日と月～金のうち 2日（週4日が週休日）	残り3日を、7時間45分勤務	23時間15分
4	土・日と月～金のうち 2日（週4日が週休日）	残り3日のうち、 週2日を7時間45分勤務、 残りの1日を3時間55分	19時間25分

※フルタイムは、週38時間45分

○ いつまで申請できるか？

- ・ 子が小学校に上がる前まで
（満6歳になって最初の3月31日まで） ※部分休業と同じ

○ 男性も育児短時間勤務ができます。（夫婦同時も可）

○ 育児短時間勤務の承認は、任命権者が行います。

- ・ 意向がある場合には、早めに各所属長に申し出てください。
- ・ 育児短時間勤務を始めようとする日の1ヶ月前までに、「育児短時間勤務承認願」を所属長に提出。
- ・ 所属長が、県教育委員会に内申します。

延長の場合も
1ヶ月前までに

○ 「育児短時間勤務」の留意点

- ・ 1ヶ月から1年以下の単位で申請。延長は可能。
いったん期間が満了すると、1年間の再取得は禁止。
（短期間の取得延長を繰り返すことは公務の運営に影響。
育児に関する全体計画を立てた上で必要期間の申請を）
- ・ 部分休業はできませんが、特別休暇（育児時間）は取得可。
（ただし4時間以内の勤務の日は1回45分以内のみ）

○ 「育児短時間勤務」の留意点（続き）

- ・ 年休は勤務形態等に応じて付与。
- ・ 育児短時間勤務をする必要がなくなると失効や取消しに。
※育児休業の場合と同様の考え方

- ・ 給与に影響があります。 ※部分休業よりも影響は大

給料	1週間あたりの勤務時間数に応じて支給。 (給与月額×週勤務時間数/38時間45分)
期末手当 勤勉手当	期末・勤勉手当の基礎額は、フルタイム勤務時の給料月額等に割り戻して計算。勤勉手当の勤務期間から育児短時間勤務による勤務時間短縮分に相当する期間を、期末手当の在職期間からその2分の1に相当する期間を、それぞれ除算。
退職手当	フルタイム勤務時の給料月額を基礎として計算します。 (基本額) 勤続期間から育児短時間勤務をした期間の3分の1を除算。 (調整額) 当該期間の3分の1が算定対象外に。
扶養手当 ほか	扶養手当、住居手当等は、フルタイム勤務時と同額を支給。 時間外手当、特殊勤務手当等はフルタイム勤務と同様、実績に応じて。

○時差出勤など

育児の場合、小学校6年まで（満12歳になって最初の3月31日まで）

事務局	<p>フレックスタイム : 1週間の勤務時間は、通常どおり38時間45分 （ただし、10～15時は全員が勤務する ※育児の場合）</p>	
	<p>時差出勤</p>	<p>○毎日の勤務時間は一定で、始業及び終業時刻をスライド → 7:00～18:45までで、15分単位でずらす ○申請単位は1週間、前々週末までに給与・勤怠管理システムで申請</p>
事務局	<p>勤務時間短縮</p>	<p>○勤務日により、勤務時間を伸縮するもの → 7:00～20:00まで、15分単位で設定 ○申請単位は原則4週間、前々週末までに給与・勤怠管理システムで申請</p>
学校	<p>特例勤務</p>	<p>○1日の勤務時間は7時間45分 ○勤務時間の開始時刻を、各学校の勤務時間開始時刻の60分前から60分後までの範囲内で15分単位で設定 ○2週間前までに校長に申請（期間は申請者が記載） ※県立学校では、H28年度に試行→H29年度から本格実施 市町村立学校では、H29年度に試行→H30年度から本格実施</p>

○ 「子育て部分休暇」（H28年度から導入）※今後のために

- ・ p 3 の「部分休業」は、子が小学校に上がる前まで。
→こちらは子が小学校1～3年までの場合に利用可。
- ・ 1日に最大2時間まで。 ※部分休業と同様に給与減額あり

○（参考）部分休業や育児短時間勤務への支援措置が拡充

子育て支援代員 (H28から)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部分休業や子育て部分休暇を取得する教職員の休業時間の合計が、代員の勤務時間（7時間45分）以上となる場合 ・ 減額給与額を用いて、代員1名を措置する。 ・ 基準（部分休業利用者の多い学校へ、など）により配置
子育て王国推進代員 (H29から)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児短時間勤務を行う教職員1名に対し、代員1名を措置する。

○ 出産や育児に関する支援策の全体像

→別紙：子育て支援に係る各種制度について【教育委員会版】を参考に。

子育て支援に係る各種制度について【教育委員会版】

時期	妊娠	産前8週	出産	産後8週	1歳	1歳6月	3歳	小学校就学	中学校就学	備考	
休暇・給与制度	<p>…… 不妊治療のための病気休暇を取得可能 (男 女)</p> <p>…… 不妊治療のための特別休暇 (有給, 6日以内) (男 女)</p>	<p>妊婦の通勤緩和 (有給, 1時間/日) (女)</p> <p>妊娠障害休暇 (有給, 14日以内) (女)</p> <p>妊娠中の休憩 (有給) (女)</p>	<p>保健指導又は健康診査 (有給, 1回につき必要と認められる時間 回数 は 時期により異なる) (女)</p>	<p>男性の育児参加休暇 (有給, 5日以内) ※1 (男)</p> <p>★ …… 妻の出産休暇 (有給, 3日以内) (男)</p>	<p>産前産後休暇 (有給, 多胎は産前14週) (女)</p> <p>共済の掛金免除 ※2</p>	<p>育児休業 ※3 (無給) (男 女)</p> <p>育児休業 (無給) (男 女)</p> <p>育児休業手当金 ※4</p> <p>共済、互助会の掛金免除 ※5</p>	<p>部分休業 (給料減額, 2時間以内/日) (男 女)</p>	<p>育児時間 (有給, 2回各45分以内/日) (男 女)</p> <p>子の看護休暇 ※6 (有給, 子1人につき5日以内。上限10日) (男 女)</p>	<p>時間外勤務の免除 (要 請求) (男 女)</p> <p>深夜勤務・時間外勤務の制限 (要請求 24時間/月、150時間/年以内) (男 女)</p> <p>育児短時間勤務 ※7 (給料減額) (男 女)</p>	<p>3年生</p>	<p>※1：出産に係る子・小学校就学前の上の子の養育、5日の範囲内（多胎は産前14週）</p> <p>※2：出産の日以前42日の属する月から終了する日の翌日が属する月の前月まで。</p> <p>※3：産後パパ育休。再度の取得可能。</p> <p>※4：1歳に達する前日まで（1歳半まで延長も有）</p> <p>※5：育児休業開始月から、終了する日の翌日が属する月の前月まで。</p> <p>※6：中学校就学の始期に達するまでの子</p> <p>※7：4時間以内勤務日の育児時間は、1日1回45分以内。</p>
	<p>（注意！） 配偶者や子の養育状況により適用が異なる場合があります</p>	<p>（注） 給付関係は、申請が必要です！</p>	<p>（注） 男性職員は、妻の産後期間中も各種制度を利用できます</p>	<p>（注） 出産費、出産手当金など</p>	<p>（注） 小学校1～3年生については、「子育て部分休業」</p>						